

東京都家賃等支援給付金について

事業者における家賃等の負担を軽減し、事業の継続を下支えするため、国の家賃支援給付金に独自の上乗せ給付(3か月分)を実施します。

1 対象要件

以下の要件をすべて満たすもの

- (1) 国の家賃支援給付金の給付決定を受けていること
- (2) 都内に本店又は支店等のある中小企業等^{※1}又は個人事業主であること
- (3) 都内の土地又は建物において、家賃等^{※2}の支払いを行っていること

※1 ・中小企業基本法第2条に規定する中小企業者

- ・国と同様に、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人等、会社以外の法人も幅広く対象

※2 管理費、共益費及び消費税を含む

2 給付額

都の給付額 = 家賃等の総額 (月額) × 給付率 × 3

	家賃等の総額 (月額)	都の給付額 (月額)
中小企業等	75万円以下	家賃等の総額 (月額) × 1/12 ※最大給付額 (月額) 6.25万円
	75万円超 225万円以下	6.25万円 + [支払家賃等 (月額) の75万円の超過分 × 1/24] ※最大給付額 (月額) 12.5万円
個人事業主	37.5万円以下	家賃等の総額 (月額) × 1/12 ※最大給付額 (月額) 3.125万円
	37.5万円超 112.5万円以下	3.125万円 + [支払家賃等 (月額) の37.5万円の超過分 × 1/24] ※最大給付額 (月額) 6.25万円

3 申請受付

8月中旬からオンライン又は郵送で申請の受付を開始する予定です。受付期間等の詳細については、今後、都のホームページ又はポータルサイト(開設予定)でお知らせいたします。

なお、東京都への申請時には国の家賃支援給付金の給付通知や、国へ申請した際の添付資料等の提出を予定しています。

4 コールセンター ※令和2年7月28日(火) 開設予定

「東京都家賃等支援給付金コールセンター」 電話番号 03-6626-3300

開設時間 9時～19時(土日祝日含む毎日、11月以降は土日祝日・年末年始除く)

〈問い合わせ先〉 東京都産業労働局商工部調整課 徳田 西原
電話 03-5320-5985 内線 36-772